

「託送供給等約款」の見直しの概要

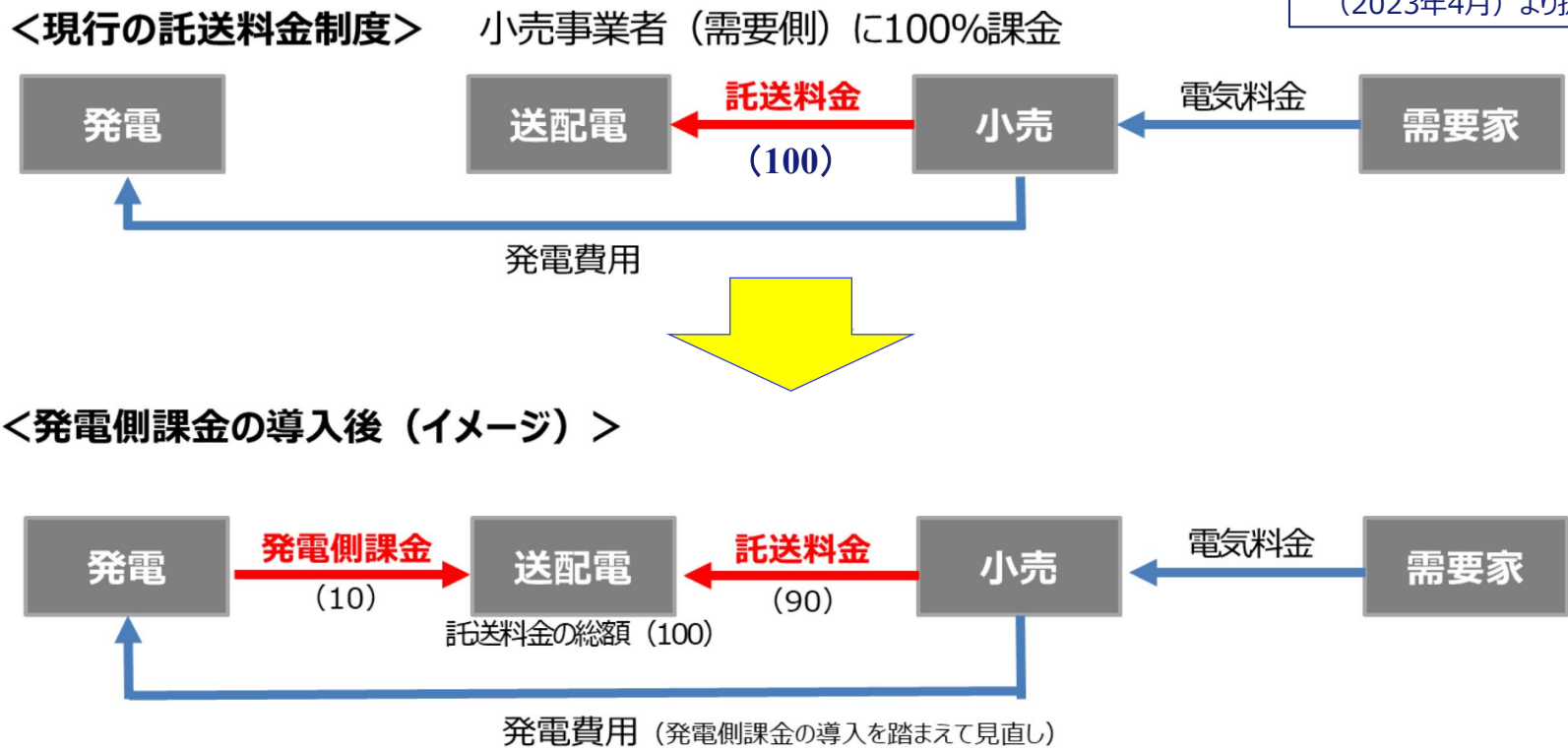
2024年1月17日
中国電力ネットワーク株式会社

- 2023年12月1日に変更認可申請を行い、2024年1月17日に認可を受けた託送供給等約款の見直しの内容をご説明します。
- 見直し後の託送供給等約款は 2024年4月1日 から実施します。

1-1. 発電側課金制度（概要）

- 発電側課金制度は、電力システムの効率的な利用を促すとともに、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた電力システムの増強を効率的かつ確実にを行うため、小売電気事業者に全てご負担いただいている送配電設備の維持・拡充費用の一部を、直接、システム利用者である発電者にご負担いただくものとして、2024年4月に導入されます。
- 発電側課金制度は、需要側料金の一部であったものを発電側料金として申し受けるものであり、この導入によって当社の収入が増加するものではありません。

発電側課金中間とりまとめ
(2023年4月)より抜粋



- 発電側料金は、電力系統に接続し、かつ電力系統側に電気を流す（以下、「逆潮流」）全ての電源等にご負担いただくことが基本です。
- ただし、逆潮流が10kW未満の小規模な電源等や、2024年3月末までに、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の認定を受けた電源（以下、「既認定FIT/FIP」）は課金対象外です（既認定FIT/FIPは、調達期間/交付期間満了後から課金対象）。

【課金対象外の電源等】

	kW課金	kWh課金
① 小規模な電源等（逆潮流10kW未満）	対象外	対象外
② 既認定FIT/FIP	対象外	対象外
③ 揚水発電 ※	対象	対象外
④ 蓄電池（電力系統由来の充電分の放電） ※	対象	対象外

※ 「揚水発電・蓄電池への発電側課金に関し、kW課金については、系統利用者である揚水発電・蓄電池に対しても課金することとする一方、kWh課金については、揚水発電・蓄電池を経由した際の発電側課金の負担に鑑み、他の電源との公平性の観点から免除することとする」と国の審議会で整理されている。

- 発電側料金には、kW課金（基本料金。以下、「DC」）とkWh課金（電力量料金。以下、「EC」）の2つを設定します。
- kW課金：需要側kWを上回る発電側kWが課金対象。
⇒ 課金対象kW = 最大受電電力 - 接続送電サービス契約電力
- kWh課金：発電電力量を測定するメーター値（送電端値）が課金対象電力量。

発電側課金中間とりまとめ
(2023年4月)より抜粋

課金対象

【課金対象】

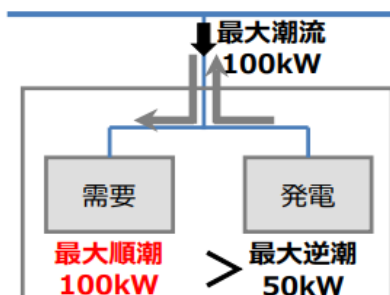
- ✓ 系統側への逆潮に着目した課金
(= 逆潮しない自家消費分には課金しない)
- ✓ 電源種別・事業属性等にかかわらず、系統に逆潮している電源全てが対象

【課金対象外】※当分の間

- ✓ 逆潮が10kW未満と小規模な場合（例：住宅用太陽光）

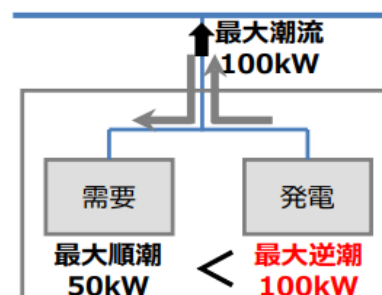
課金対象となるkW（需要を上回る逆潮kW分）

① 需要（順潮）の方が大きい場合



発電側基本料金の負担：0kW
(託送料金による既負担分：100kW)

② 発電（逆潮）の方が大きい場合



発電側基本料金の負担：50kW
(託送料金による既負担分：50kW)

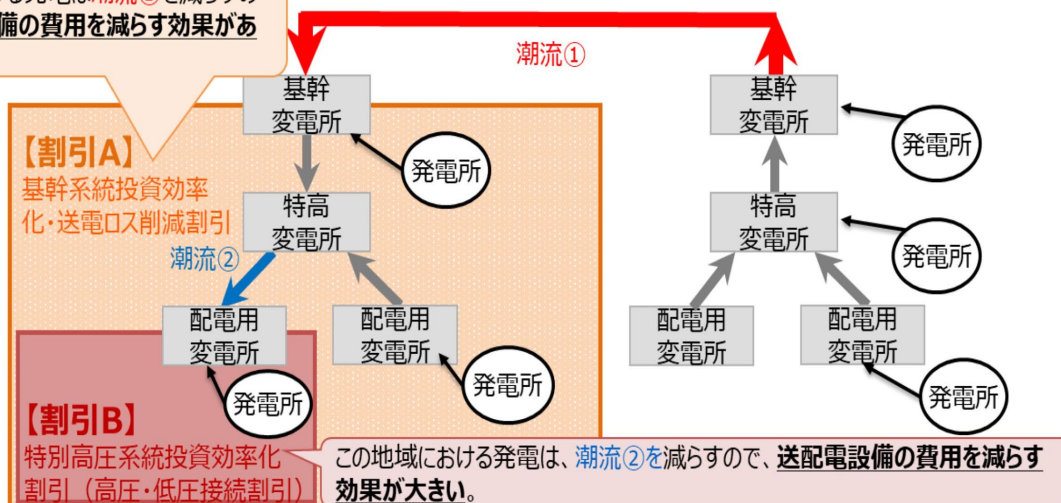
(※) 送配電網は両方向に電気を流せるため、需要側の託送料金の契約kWで費用負担済みの送配電設備は発電側の逆潮kWにも通常は対応できるとの考え方。すなわち、多くの場合、発電（逆潮）が需要（順潮）のいずれか片方が制約条件となって送配電設備が整備されと考えられるところ、既に需要側で小売電気事業者を經由して託送料金として順潮kWに応じた費用を負担していることから、小売電気事業者との契約で負担していない逆潮kW分の費用についてのみ発電側に負担を求めるとの考え方に基く。

1-4. 発電側課金制度（割引）

- 発電側課金制度では、電源が送配電設備費用に与える影響を踏まえた割引を規制期間ごとに設定※1 します。
- 基幹系統（上位2電圧の系統）に与える影響に着目した割引Aと、配電系統に接続する電源を対象に特別高圧系統に与える影響に着目した割引Bがあり、更に、割引額の大きい順に割引A-1、A-2、A-3とB-1、B-2に区分されます。
- 現行の近接性評価割引※2 は廃止し、発電側課金導入まで当該割引が適用されていた既存電源※3 の割引区分がA-2、B-2未満（割引対象外を含む）となる場合、経過措置として、特別高圧ではA-2、高圧以下ではA-2・B-2を適用します。

【発電側課の割引の概要】

この地域における発電は潮流①を減らすので、送配電設備の費用を減らす効果がある。



発電側課金中間とりまとめ
(2023年4月)より抜粋

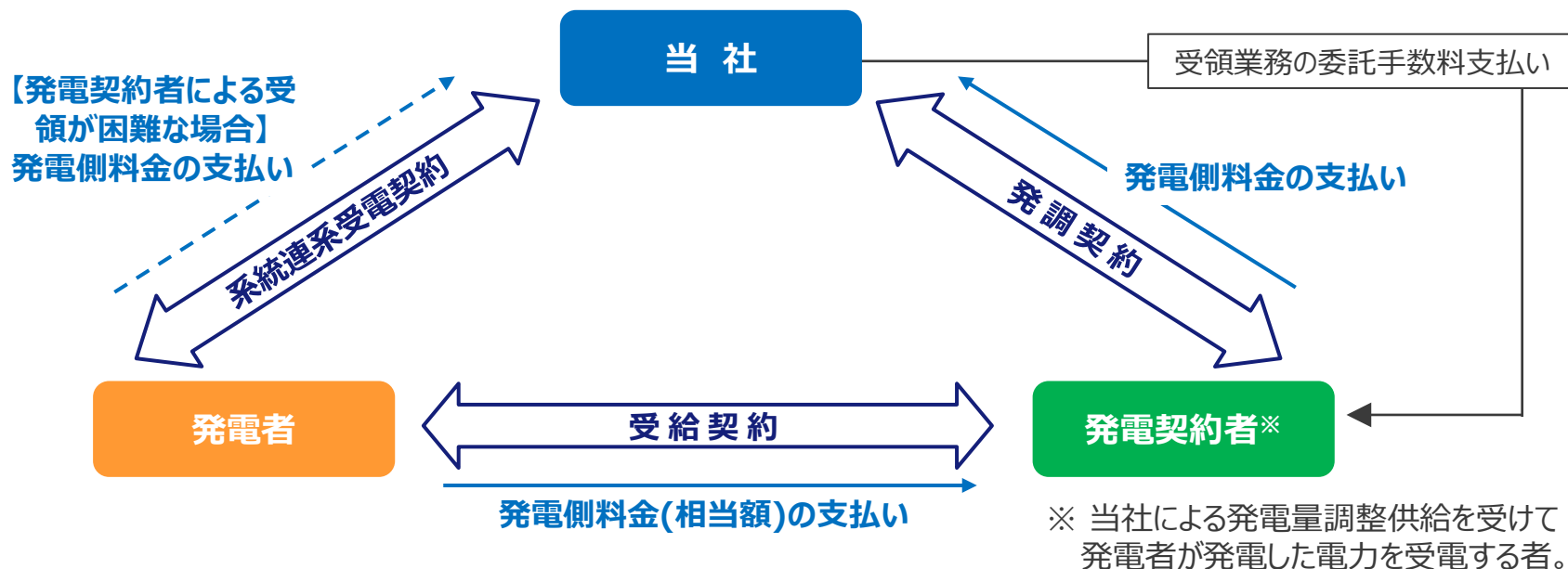
※割引Bの対象地域は、割引Aの対象地域内に限定しない。

※1：発電側課金導入後に新設または全面リプレイスした電源の割引区分が翌規制期間に低下する場合、翌規制期間に限り、低下前の割引区分を適用。

※2：需要地近郊の電源から電力を調達する場合に適用する需要側料金の割引。

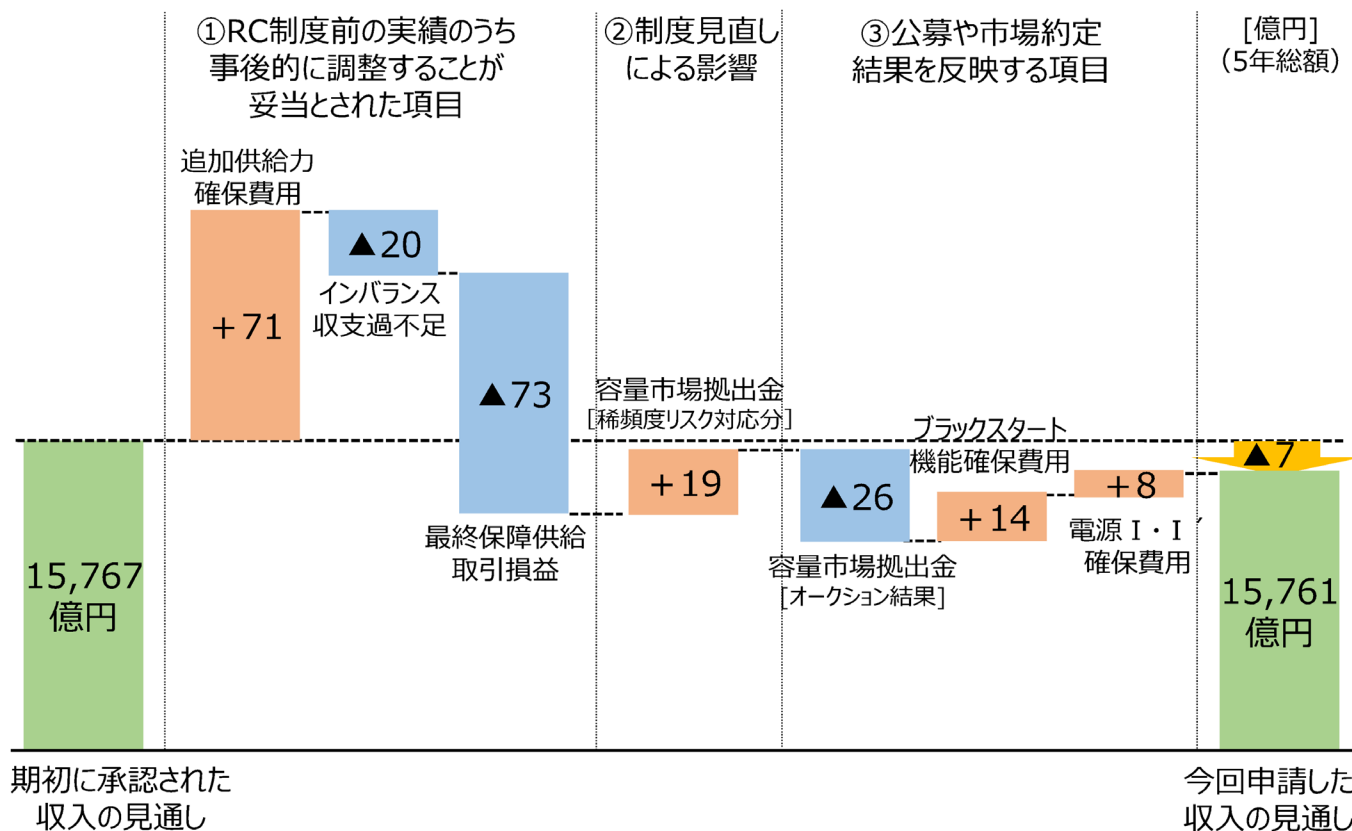
※3：暫定措置（2016年の近接性評価割引変更以前から当該割引の適用を受け、変更に伴い適用対象外となる電源について、次回の割引対象の見直しまでの間、引き続き当該割引の適用対象とする措置）を受ける既存電源は除く。

- 発電側課金制度の導入に伴い、当社・発電契約者間の託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約から発電側課金に係る要素（系統連系・維持サービス）を切り出し、当社・発電者間で、新たに系統連系受電契約を締結することになります。なお、契約締結は、発電契約者が当社に代わって行います。
- 当社は、系統連系受電契約に基づき発電者に発電側料金を請求しますが、料金の受領は、発電契約者が当社に代わって行い、発電契約者は発電量調整供給契約の仕組みを活用して当社に支払うことを基本とします。
- 発電契約者による受領が困難な場合は、当社から発電者へ直接請求します。



2. 収入の見通しの期中調整概要

- 託送供給等に係る収入の見通し（以下、「収入の見通し」）の期中調整については、9月29日に申請した内容で、11月24日に経済産業大臣から承認を受けました。
- 期中調整反映後の収入の見通しは、2022年度下期における最終保障供給取引損益（73億円の黒字）の影響などにより、5年総額で、期初に承認された1兆5,767億円から7億円減少し、1兆5,761億円となりました。

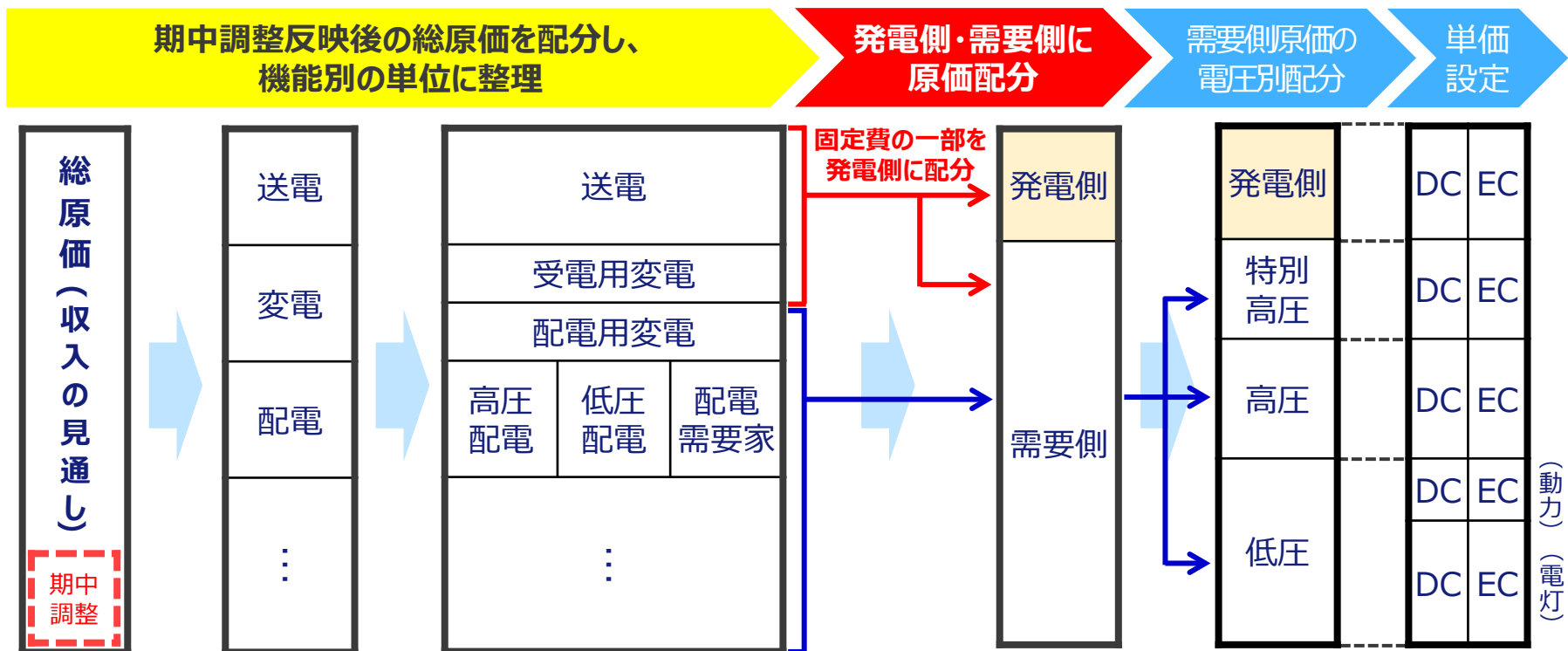


※ 金額は小数点以下第1位で四捨五入している。

3. 託送料金の算定の流れ

- 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（以下、「料金算定規則」）の算定ルールに従い、期中調整反映後の総原価（収入の見通し）を発電側と需要側とに整理し、それぞれの原価をもとに各料金単価を設定しています。
- その際、発電側原価は、上位系統に係る固定費（送電費と受電用変電サービス費の固定費）に、「発電kW / (発電kW + 需要kW)」の比率を乗じて算定しました。

【託送料金の設定に向けた流れ】（一部省略）



■ 発電側原価をもとに、料金算定規則に従い、発電側料金（系統連系受電サービス料金）の単価を4年一律で設定しています。

【 系統連系受電サービス 】

(円・税込)

		単位	本土	離島		
				隠岐島 (島根県)	見島 (山口県)	
系統連系 受電サービス 料金	基本料金	1kW	85.02	76.98	76.93	
	電力量料金	1kWh	0.28	0.28	0.28	
	系統設備 効率化 割引	A-1	1kW	37.24		
		A-2	//	13.56		
		(基幹系統)	//	6.79		
		A-3	//	6.79		
		(基幹系統)	//	3.39		
		B-1	//	39.69	39.69	
B-2	//	14.47	14.47			

※ A-2・A-3の割引単価は、上段が基幹系統以外の系統に接続する電源に適用するもの、下段が基幹系統に接続する電源に適用するもの。

※ 「隠岐島」とは島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島を指す。

※ 基幹系統が存在しない隠岐島では割引Aが、また、基幹系統・特別高圧系統が存在しない見島では、割引A・Bが適用対象外。

- 需要側原価をもとに、料金算定規則に従い、需要側料金の単価を4年一律で設定しています。
- DC・EC単価の設定にあたっては、2023年改定時の料金設定の考え方と同様に、利用者の負担への影響にも留意の上、カーボンニュートラル実現に向けた再生可能エネルギー有効活用のためのデマンド・リスポンスの拡大や将来的な電化推進といった社会的要請に応えていくことを念頭に、全電圧でDC単価を据え置き、EC単価を引き下げることにしました。

【 標準接続送電サービス料金 】

(円・税込)

		見直し後 [見直し前との差]	
		DC (単位 : 契約、kW)	EC (単位 : kWh)
低 圧	電 灯	326.70 [±0.00]	9.09 [▲0.40]
	動 力	568.70 [±0.00]	6.07 [▲0.50]
高 圧		658.90 [±0.00]	2.43 [▲0.43]
特別高圧		383.90 [±0.00]	0.70 [▲0.32]

※ 電灯のDC単価は、契約電力6kW以下の部分に対して一律で適用するもの。

※ 電灯・動力のDC単価は実量制の契約に適用するもの。

■ 発電側課金制度の導入に伴う供給条件の設定のほか、以下の見直しを行いました。

項目	概要												
制限中止割引	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害などの原因で一定時間以上の停電があった場合に実施している需要側料金の割引（制限中止割引）について、2024年度末までの準備期間を挟んだ上で、2025年度から廃止します。 												
託送供給に係る損失率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年分（2020年度～2022年度）の実績平均に変更します。 <table border="1" data-bbox="552 551 1543 726"> <thead> <tr> <th></th> <th>低圧</th> <th>高圧</th> <th>特別高圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見直し前</td> <td>8.0%</td> <td>4.8%</td> <td>2.7%</td> </tr> <tr> <td>見直し後</td> <td>7.7%</td> <td>4.4%</td> <td>2.5%</td> </tr> </tbody> </table>		低圧	高圧	特別高圧	見直し前	8.0%	4.8%	2.7%	見直し後	7.7%	4.4%	2.5%
	低圧	高圧	特別高圧										
見直し前	8.0%	4.8%	2.7%										
見直し後	7.7%	4.4%	2.5%										
一次調整力の機能のみを提供する電源等	<ul style="list-style-type: none"> 一次調整力の機能のみを提供する電源等が需給調整市場で落札された場合、当該電源等の電力量に係る精算単価にはインバランス単価を適用します。そのため、当該電源等については、調整電源または調整負荷として扱わない旨を規定します。 												
翌々日計画	<ul style="list-style-type: none"> 2024年度から、容量市場で落札された電源等の実需給での活用開始にあわせ、需給注意報の枠組みがスタートしますが、翌々日断面の広域予備率をもとに発令要否を検討する際の必要上、電気事業者は新たに翌々日計画を提出することが必要となります。そのため、各種計画の提出を定めた別表に、翌々日計画の提出について規定します。 												
系統連系技術要件	<ul style="list-style-type: none"> 自家用電気工作物へのサイバーセキュリティ要件の追加、発電設備の電圧変動対策の改定および需要設備への追加、逆変換装置と同等の保安要件を満たす低圧分散型電源の逆潮流の許容およびノンファーム型接続適用開始後の潮流監視のため、原則として、全ての需要者に情報伝送装置を設置することを規定します。 												

- この度の託送供給等約款の変更認可申請以降、発電側課金の対象となる発電者に対し、順次ダイレクトメールを送付し、発電側課金制度を説明しています。
- 託送料金の改定や供給条件の変更については、小売電気事業者や発電契約者に対し、申請時・認可時において電子メールを送付するなど、丁寧に説明してまいります。
- 事業者や電気のご使用者からのお問い合わせに対しては、丁寧にお答えしてまいります。

【当社ホームページ上の託送供給等約款等の掲載箇所】

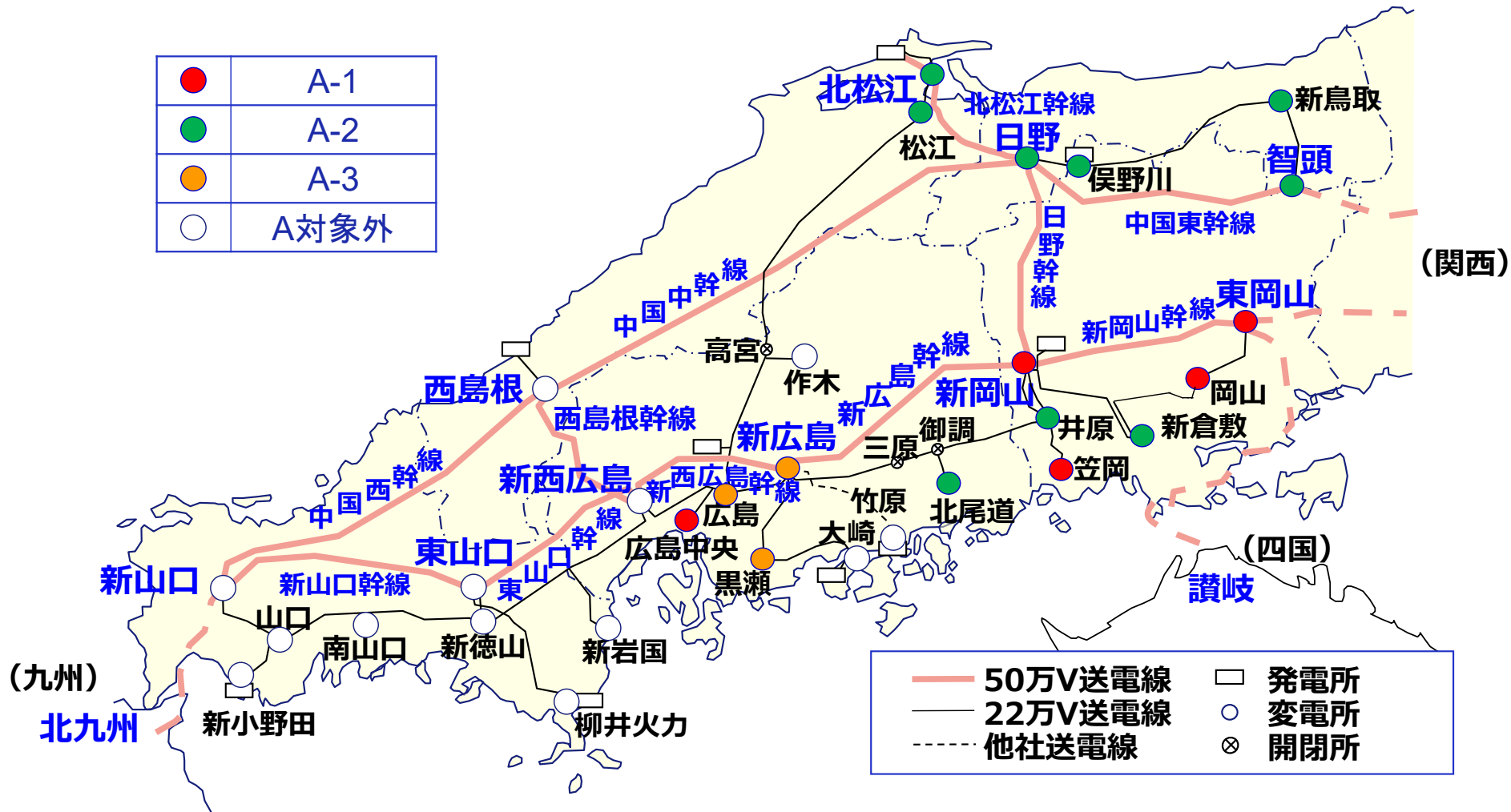
[各種約款・要綱 | 中国電力ネットワーク \(energia.co.jp\)](#)

[託送供給等約款認可申請書等 | 中国電力ネットワーク \(energia.co.jp\)](#)

割引区分	割引対象の基幹系変電所等
A-1	岡山変電所 笠岡変電所 広島中央変電所 新岡山変電所 東岡山変電所(500kVと110kVを連系する設備) 東岡山変電所(500kVと220kVを連系する設備)
A-2	井原開閉所 松江変電所 新倉敷変電所 新鳥取変電所 智頭変電所 日野変電所 北松江変電所 北尾道変電所 俣野川開閉所
A-3	広島変電所 黒瀬変電所 新広島変電所

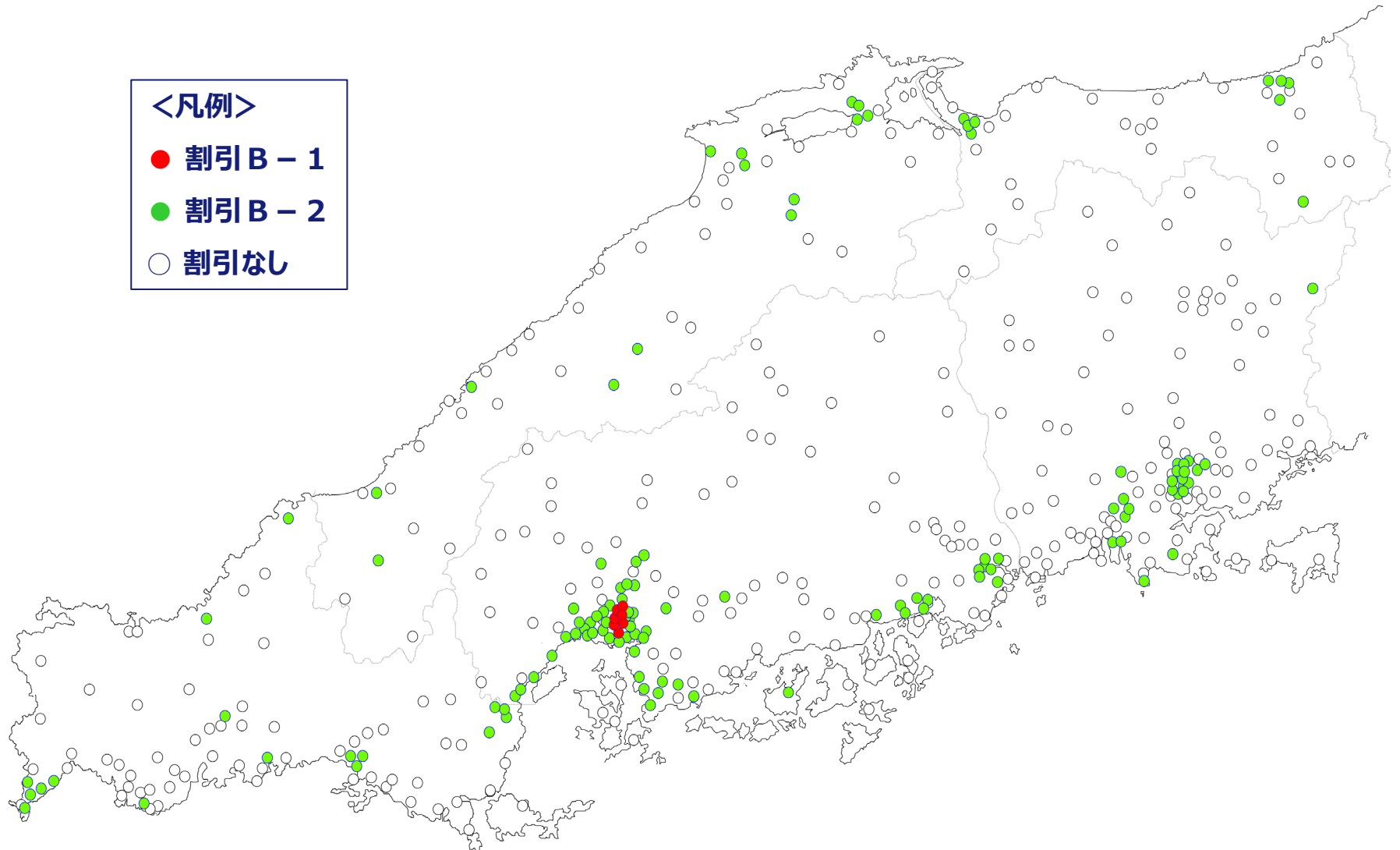
(参考) 割引対象変電所等の分布イメージ (割引A)

● (Red)	A-1
● (Green)	A-2
● (Orange)	A-3
○ (White)	A対象外



8-2. 系統効率化割引対象変電所等 (割引B)

割引区分	割引対象の配電用変電所等				
B-1	国泰寺変電所 白神変電所	三川変電所 白島変電所	千田町変電所	中広島変電所	鶴見変電所
	阿品台変電所 可部南変電所 祇園変電所 宮前変電所 栗原変電所 己斐変電所 光町変電所 国体町変電所 山の田変電所 車尾変電所 松浜変電所 仁方変電所	愛宕変電所 可部変電所 吉浦変電所 宮内変電所 権現変電所 湖山変電所 公園通変電所 今変電所 山波変電所 酒津変電所 上平原変電所 須佐変電所	安変電所 海田変電所 吉成変電所 玉野変電所 原尾島変電所 五日市南変電所 向洋変電所 坂変電所 児島変電所 舟入変電所 新涯変電所 水島変電所	井口変電所 皆生変電所 吉島変電所 錦町変電所 古市橋変電所 五日市変電所 広瀬変電所 三篠変電所 寺町変電所 出雲変電所 新大内変電所 菅田変電所	益田変電所 岩国変電所 宮原変電所 隅の浜変電所 古松変電所 呉変電所 高須変電所 三田尻変電所 七日市変電所 小網変電所 仁保変電所 瀬野川変電所
B-2	晴海変電所 川崎変電所 相生変電所 大崎変電所 大坪変電所 中畝変電所 田町変電所 東広島変電所 徳山変電所 日原変電所 浜田変電所 堀南変電所 矢口変電所	西広島変電所 川跡変電所 総社変電所 大芝変電所 大内変電所 長府変電所 田島変電所 東三原変電所 内山下変電所 日登変電所 福山変電所 本庄変電所 矢上変電所	西条変電所 川内変電所 蔵王変電所 大社変電所 大野変電所 長利変電所 唐戸変電所 東町変電所 南宇品変電所 萩変電所 米子変電所 麻里布変電所 和庄変電所	西町変電所 川本変電所 大元変電所 大州変電所 大和変電所 津倉変電所 島田変電所 東尾道変電所 南岩国変電所 八幡変電所 片原変電所 湊山変電所	石内変電所 船倉変電所 大原変電所 大竹変電所 段原変電所 津田変電所 東海田変電所 当新田変電所 南広島変電所 尾道変電所 法吉変電所 木次変電所



9-1. 需要側託送料金単価 (1)

【接続送電サービス】

(円・税込)

					単位	見直し前	見直し後	
電灯	接続送電サービス料金	定額	電灯料金	10Wまで	1灯	40.39	38.83	
				20Wまで	"	80.80	77.66	
				40Wまで	"	161.58	155.33	
				60Wまで	"	242.37	232.99	
				100Wまで	"	403.95	388.32	
				100W超過50Wまでごとに	"	201.98	194.16	
			小型機器料金	50VAまで	1機器	120.66	115.98	
				100VAまで	"	241.31	231.97	
				100VA超過50VAまでごとに	"	120.66	115.98	
		標準	基本料金	実量契約	6kWまで	1契約	326.70	326.70
					6kW超過	1kW	108.90	108.90
				主開閉器契約	6kVAまで	1契約	268.40	268.40
					6kVA超過	1kVA	89.10	89.10
			電力量料金		1kWh	9.49	9.09	
		時間帯別	基本料金	実量契約	6kWまで	1契約	326.70	326.70
					6kW超過	1kW	108.90	108.90
				主開閉器契約	6kVAまで	1契約	268.40	268.40
					6kVA超過	1kVA	89.10	89.10
			電力量料金	昼間時間	1kWh	9.94	9.52	
				夜間時間	"	9.03	8.65	
従量			"	14.85	14.44			

9-1. 需要側託送料金単価 (2)

					単位	見直し前	見直し後	
動力	接続送電サービス料金	標準	基本料金	実量契約	1kW	568.70	568.70	
				主開閉器契約	1kW	466.40	466.40	
			電力量料金		1kWh	6.57	6.07	
		時間帯別	基本料金	実量契約		1kW	568.70	568.70
				主開閉器契約		1kW	466.40	466.40
			電力量料金	昼間時間		1kWh	6.88	6.36
				夜間時間		"	6.27	5.80
		従量				"	15.90	15.40
高圧	接続送電サービス料金	標準	基本料金		1kW	658.90	658.90	
			電力量料金		1kWh	2.86	2.43	
		時間帯別	基本料金		1kW	658.90	658.90	
			電力量料金	昼間時間		1kWh	3.03	2.57
				夜間時間		"	2.70	2.30
		従量				"	13.66	13.23
		ピークシフト割引					1kW	559.90
特別高圧	接続送電サービス料金	標準	基本料金		1kW	383.90	383.90	
			電力量料金		1kWh	1.02	0.70	
		時間帯別	基本料金		1kW	383.90	383.90	
			電力量料金	昼間時間		1kWh	1.07	0.73
				夜間時間		"	0.98	0.69
		従量				"	7.32	7.00
ピークシフト割引					1kW	326.70	326.70	

9-1. 需要側託送料金単価 (3)

【 臨時接続送電サービス 】

(円・税込)

			単位	見直し前	見直し後	
電灯	臨時 接続送電 サービス 料金	定額	50VAまで	1日	3.59	3.44
			50VA超過100VAまで	"	7.16	6.89
			100VA超過500VAまでの場合100VAまでごとに	"	7.16	6.89
			500VA超過1kVAまで	"	71.62	68.85
			1kVA超過3kVAまでの場合1kVAまでごとに	"	71.62	68.85
		従量	基本料金	1kVA	常時の10%割増し	
			電力量料金	1kWh	10.44	10.00
動力	"	定額	1kW1日	102.82	98.84	
		従量	基本料金	1kW	常時の20%割増し	
			電力量料金	1kWh	7.88	7.28
高圧	"	基本料金	1kW	常時の20%割増し		
		電力量料金	1kWh	3.43	2.92	
特別 高圧	"	基本料金	1kW	常時の20%割増し		
		電力量料金	1kWh	1.23	0.85	

【 予備送電サービス 】

(円・税込)

			単位	見直し前	見直し後
高圧	予備送電サービス料金	予備送電サービスA	1kW	111.10	111.10
		予備送電サービスB	1kW	167.20	167.20
特別 高圧	"	予備送電サービスA	1kW	70.40	70.40
		予備送電サービスB	1kW	94.60	94.60

【 近接性評価割引 】 (廃止)

(円・税込)

	単位	見直し前	見直し後
低圧系統または高圧系統に接続する電源から受電する場合	1kWh	0.53	廃止
特別高圧系統に接続する電源から受電する場合	1kWh	0.48	
基幹系統に接続する電源から受電する場合	1kWh	0.24	

【 離島ユニバーサルサービス調整の基準単価※ 】 (変更なし)

(円・税込)

	単位	見直し前	見直し後
全電圧共通	1kWh	0.001	0.001

※ 燃料価格が1,000円/kl変動した場合に相当する単価。

【 離島インバランス料金単価 】

(円・税込)

	単位	見直し前	見直し後
不足インバランス料金	1kWh	41.25	42.09
余剰インバランス料金	1kWh	19.27	19.27